

行政資料の写しの提供に係る費用負担に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等の求めにより行政資料の写しを提供する場合における費用負担に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「行政資料」とは、職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）であって、組織的に用いるものとして保有しているものをいう。ただし、写しの交付等の手続きについて法令又は条例等に別に定めのあるものを除く。

(費用の負担)

第3条 行政資料の写しの提供を求める者は、当該写しの提供に要する費用を負担しなければならない。その場合の費用の額は新潟市情報公開条例に基づく行政文書の写しの交付に要する費用の額に準じるものとする。ただし、費用の負担について法令又は条例等に別に定めのあるものを除く。

(費用の負担の範囲)

第4条 次の行政資料については、前条の規定にかかわらずその費用の負担を要しない。

- (1) 無償で提供する目的で作成したもの及び現に無償で提供しているもの（あらかじめ部数が限定されているものを除く。）
- (2) 事務事業の遂行上相手方に提供する必要があるもの
- (3) その他所属長が費用の負担を要しないとしたもの

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。